

平成30年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 5 2 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定専決処分につき承認を求めること
- 報告第 7 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を3年延長するため、平成30年3月30日専決処分により条例の一部を改正したので、その承認を求めるもの。

2 内 容

(1) 固定資産税の特例措置の延長

ア 地価が下落している場合に価格を下落修正できる特例措置を平成32年度まで延長

イ 土地に係る負担調整措置を平成32年度まで延長

(2) 都市計画税の特例措置の延長

固定資産税と同様の特例措置の延長

3 施行期日

平成30年4月1日

1 請求の要旨

市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営西大窪鉄筋住宅 及び駐車場	家賃 34,500 駐車場使用料 15,300	平成30年 3月30日

1 要 旨

交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年4月13日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 51,950円
- (2) 相手方 神戸市在住の個人
- (3) 事故の内容 平成29年9月7日神戸市西区上新地1丁目21番地の1地先において、市民生活局環境室収集事業課の職員が運転する本市所有のごみ収集車が直進中、左方のマンション駐車場から道路に進入してきた相手方乗用車と接触し、損害を与えたもの。